

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画改定の概要

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）を策定（中央防災会議幹事会・平成27年3月）

○この具体計画について、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正を主な内容とする改定を実施（中央防災会議幹事会・平成29年6月）

主な改定ポイント

① 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

○物資調達に係る計画

➢プッシュ型支援物資の品目の見直し

- ・プッシュ型支援物資の追加
（6品目→8品目）

➢物資輸送における役割分担

- ・避難所までの輸送力の確保※

※被災状況により、運送事業者、緊急輸送関係省庁等が連携し、被災地内(孤立地域含む。)の輸送力を確保

➢物資の要請・調達・輸送に関する情報共有

- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した
国と被災府県による情報共有

➢広域物資輸送拠点等の見直し

- ・民間事業者の協力や代替施設の確保
・市町村の地域内輸送拠点の設置基準の明示

○燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画

➢電力・ガスの臨時供給の追加

- ・重要施設の業務継続のために実施する電力及びガスの臨時供給(重要施設のリスト化、電源車等の手配等)を追加

② 各機関の活動の充実

○救助・救急、消火活動等に係る計画

➢警察、消防、自衛隊等の救助・救急活動の支援等を行う国土交通省TEC-FORCEの活動を追加

③ データリバイス等

○緊急輸送ルート、医療活動等に係る計画

➢道路整備や災害拠点病院の指定に伴う施設情報の更新

※「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」策定時に取り入れた内容も改定に反映。